

(趣旨)

第1条 この規則は、法律又は条例に基づき設置される附属機関及び要綱その他の規程に基づき設置される私的諮問機関(以下「附属機関等」という。)の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴定員)

第2条 附属機関等の長は、あらかじめ傍聴定員を定めるものとする。

2 附属機関等の長は、傍聴を希望する者が前項の定員に達したときは、傍聴を制限することができる。

(傍聴の手続)

第3条 附属機関等の会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入し、傍聴券の交付を受け、傍聴席に入場するものとする。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 附属機関等の会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)は、傍聴席において、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 旗、標識等を持ち込み、又ははちまき、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (2) 凶器等、他人に危害を及ぼすおそれのある物を携帯しないこと。
- (3) 飲食、喫煙をしないこと。
- (4) 会議における言論に対して批判を加え、賛否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (5) 静粛に傍聴し、私語、談笑等議事の妨害になるような行為をしないこと。
- (6) 写真撮影、録画及び録音を行わないこと。ただし、あらかじめ附属機関等の長の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (7) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第5条 傍聴人は、会議を非公開とする議決があったときは、速やかに退場しなければならない。

(長の指示)

第6条 傍聴人は、附属機関等の長の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第7条 附属機関等の長は、傍聴人がこの規則に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日規則第26号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。